

平成29年度 第1回米子市環境審議会議事録概要

- ・ 会長 はじめに、報告事項（1）の「米子市環境基本計画（改定）の進捗状況について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

（1）米子市環境基本計画の進捗状況等について

～ 事務局から資料3「進捗状況一覧表」についての説明 ～

『【基本目標1】地球環境に配慮した循環型のまちづくり』について

- ・ 会長 ただいま、事務局から、進捗状況について説明がありましたが、ここまでで、ご意見、ご質問がございましたら、委員の皆様方のご発言をいただきたいと思えます。

- ・ A委員 廃棄物の適正処理のところですけども、「一般廃棄物処理施設の効率的運用を図る」、「一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する」というのは、今の一般廃棄物の処分場のことで書かれているということによろしいでしょうか。

- ・ 事務局 これにつきましては、米子市クリーンセンターという焼却施設がございますので、そのことでございます。

- ・ A委員 それでは、「広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する」というのは。西部広域となっておりますけど、これについては。もう少し説明いただくと。場所、処理施設の。現在、一般廃棄物処分場はクリーンセンターですけども、いま使われている淀江のところにある一般廃棄物処分場はクリーンセンターじゃないですよ、あれは。で、あそこじゃなくて一般廃棄物処分場としてありますよね。でも、あれは西部広域ですよ。

- ・ 事務局 ちょっと整理させていただきます。米子市の一般廃棄物の処理の仕方を大きくということになりますが、可燃ごみの焼却につきましては、河崎の方にありますクリーンセンターで焼却をしております。それから、不燃ごみにつきましては、鳥取県西部広域行政管理組合という組合を西部の市町村で作っております、不燃物の処理を行っているということでございます。この不燃物の処理という中に、最終処分場も含んでおります。先ほど、お話の中にございましたが、この項目の一番下の「広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する」ということでございますが、この可燃ごみの処理施設、いまの米子市のクリーンセンターの、施設の更新がいずれ必要になりますので、この施設を更新する際には、広域行政の施設として、西部地区のいずれかの場所で更新するということまでは決まっております。

て、ここの取組状況の報告の中に記載しておりますが、その具体的な内容につきましては、まだ今現在協議は行われていないという状況でございます。

- ・ A委員 重ねてですが、いま一般廃棄物処分場のあるところには、米子市クリーンセンターからのごみが行くということですか。灰から燃やしたものがあそこに行くということですか。

- ・ 事務局 淀江に一般廃棄物の最終処分場がございますが、ここは西部圏域全体の最終処分場ということですので、米子市を含めまして、西部の市町村の焼却施設。一部、焼却施設、いま焼却灰がセメント原料化という取り組みが各市町村で行われておりまして、これは、ほぼ行っていないという状況かと承知しております。それから、それ以外に西部地域の不燃ごみを処理した後のものですね、金属などは除去いたしますが、それ以外にリサイクルできないものにつきましては、淀江の最終処分場に向かって行っているということでございます。

- ・ A委員 それと合わせてなんですけど、それで実は、いま一般廃棄物処分場も、もうそろそろ一杯になっていくという中で、今後の一般廃棄物処分場の問題について、広域で検討されていくということになるんでしょうか。

- ・ 事務局 ご質問の件につきましては、資料の取組状況ですね、いまの項目の下から2番目、「鳥取県西部広域行政管理組合と連携して新たな最終処分場の確保を図る」というのが、米子市の具体的施策でございまして、その取組状況といたしましては、最終処分場は、鳥取県西部広域行政管理組合の所管の事務でございますので、この広域行政の中で、現在まだ検討中でございまして、米子市とも具体的な協議というものはまだないというような状況でございます。

- ・ A委員 そういう意味では、市民としては、一般ごみって、一般ごみに関しては、行政って、市町村が責任を持ってやる場所ですよ。ですので、それだったら、市民からしたら、西部広域の問題である中で、米子市民にとっても大きな問題だというふうに思うので、そこがやっぱり、もっとここの場にもう少し出されていくというのが、もっと皆さんと議論というか、審議できたらいいんじゃないかなと思いますので、是非今後検討いただければと思います。あと10年でいっぱいになると言われている中で、まだ場所が決まっていないということは、市民として非常に不安がありますので、そういうことを含めて、やっぱりちゃんと今後審議会の方に報告の方を含めて、ちゃんとしてほしいと思います。管理責任者が米子市長っていうかたちになってますので、米子市はもっと大きな問題になるんじゃないかなと思っています。

- ・ 会長 そのほか、ご意見等伺います。

・ B委員

2点だけ、ちょっと説明をお願いしたいんですが、ひとつは、1番目の1、温室効果ガスの抑制ってことで、省エネっていういろいろ考えられると思うんですけども、数値目標のところ、二つあります、市内全域と、市有施設ですね。市有地、この市有施設っていうのが、もうひとつよく分からないですけども、目標値が、1,420千トンと23,000なにがしというのが平成32年度目標というのが算出されているんですけども、算出根拠というのがもうひとつよく分からないんですけども、例えば京都議定書だったら、1990年代の数値まで下げるとか、数値の5%削減とかありますけども、これは何%削減を目標として出されたか。そのへんの算出根拠がひとつ。市有施設から排出される二酸化炭素というのが、基準値が24,000、現状で、ローカルエネルギーを活用したということで、かなり削減というか、数値が低いですよ、このへん活用すれば、実際そういうものが活用されていくとどんどん下がっていくのかなという、そういうのが想像できるんですけど。そのへんの算出根拠をひとつ教えていただけたらなとそれからもう1点はですね、一番下のごみの発生抑制、リフューズ、4Rのひとつ、リフューズというのがありますけども、レジ袋の削減で、一応目標達成ということですけども、要するにレジ袋有料化というのがうまくいっていることで、Aランクになっているんですけども、このレジ袋を使用しない人が、逆に、レジ袋を買って、あえて買ってるっていう人がかなりいるんじゃないかなと想像されるんですが、そのへんの実態というのは把握されているかどうか、把握されているとすれば、どれくらい、まあ大した問題じゃないのか、そのへんを教えてくださいたいというふうに思います。このAランクということで安心していいものかどうかすごく気になりますもので、よろしくをお願いします。

・ 事務局

まず、市内全域の二酸化炭素排出量の算出根拠の件についてですが、お手元の環境基本計画の冊子、28ページをご覧ください。この数値目標設定という欄の説明のところ、京都議定書の約束期間の削減目標と、国が示しております地球温暖化対策計画に準じた対平成17年度3.8%削減というところとなっております。次に、市有施設についてでございますが、市の、例えば本庁舎ですとか、第2庁舎、淀江支所などの施設で消費されたエネルギー全体を合計しまして、これに排出係数を掛けて計算をしております。

・ 事務局

レジ袋の方でもご質問いただきましたので、答弁させていただきます。資料の一番下の方に「レジ袋削減のために、マイバック持参運動を推進する」という項目について、私どもの自己評価といたしましては、Aとさせていただきます。これにつきましては、取組状況のところにも書いてございますが、レジ袋削減に関する協定というのを、昨年度、29年度2月に事業者の方と締結いたしまして、本年度から、レジ袋辞退率80%以上を目指して有料化が始まりました。これは、一部店舗ではございますが、そういった取組を実施することができたということ、私ども順位度が高いのではないかと考えております。

それから、その取組の中身のところに書いておりますが、啓発等も実施させていただいておりますので、A ランクとさせていただいたところがございます。いまご質問の中に、レジ袋を使用していない方もあるんじゃないかということがございました。事実として、そういうこともあろうかと思えます。店舗としても、まだ一部のみということに留まっておりますので、これにつきましては、引き続き、鳥取県が主催されておりますが、ノーレジ袋推進協議会というところ、これは、市民団体の方ですとか、事業者、行政が参加している協議会でございますが、こちらの方でも引き続き、ノーレジ袋の取組ということで、米子市としても働きかけを行っていきたいと考えております。その中で、県から資料をいただいたことがあるんですが、店頭アンケートでは、70%、80%近い方が、店舗によって差はありますが、辞退をされるとお答えになったという資料が、以前ございました。取組については、以前よりずいぶん進んでいるのではないかと考えているところでございます。

- ・会長 そのほか、よろしいでしょうか。それでは、次の項目について事務局から説明をお願いします。

～ 事務局から資料3「進捗状況一覧表」についての説明 ～

『【基本目標2】健康で安心して暮らせるまちづくり』について

- ・会長 事務局から、説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、委員の皆様方のご発言をいただきたいと思えます。

- ・A委員 水源の保全のところですけども、淀江の福井水源地の近くに産廃処分場の問題も出ているという中では、福井の水源地にも産業廃棄物の処分場ができた場合なんかも、管理型ではあるけれども、漏れたときには、そちらの方に流れるのではないかというふうな、おっしゃる方もおられるというなかでは、その安全性等々については、ご検討とかはされてるのでしょうか。

- ・事務局 水源のところでお話が出ました。福井水源地のところ、産業廃棄物処分場、新聞報道等でもご存知の方はあるかもしれませんが、現在、淀江町の地区の中に産業廃棄物、さきほど委員がおっしゃられた、管理型の最終処分場というのを計画されております。管理型の最終処分場と言いますのは、二重のシートを張ってですね、底に張って、水が漏れないようにして、この漏れなくした水は、水の処理をして、環境基準に管理して流すというふうな、そういう処分場を管理型というふうに呼ぶわけですが、これにつきましては、現在、事業者の方が事業計画書を作って、周辺の、法令の言葉では関係住民というふうに呼びますけれども、そう

いった方々に対して説明あるいは質疑応答が行われて、このあと、意見調整と聞いて、まだ意見の相違がある方がいらっしゃいますので、これは県の方で、そういった方々との、事業者との意見調整が行われるというところでございます。まだ、これは始まっておりません。また、米子市としましては、市民の皆様から、委員がご指摘のような心配をする声、あるいは、どうなんだというご意見ですとか、そういったものがございましたので、県の方に安全対策については十分に確認していただくように、公文書でお願いをしたという状況でございます。それで、これを受けまして、県の方では、そういった条例の手続きとは別に、専門家による会議を設定されてですね、その中で、安全の確認をされるということでございます。これにつきましても、まだ委員の、その専門家の方をどなたにされるのかということが決まったというお話を聞いておりませんので、また今後、そういった方を選出されて、十分に安全対策を確認していただけるものであると考えておりますので、米子市としましては、これは県の方で審査するものでございますので、そういった確認の状況を市として十分に見ていきたいというところでございます。以上です。

- ・ A委員 経過報告含めて、わかりますけれども、これも米子市の問題なんだっていうことは、きちっと市は捉えていただきたいんですね。その中で議論していく。で、専門家っていわれているときも、どういう専門家が選ばれるかというところでは、米子市としてもきちんとして、賛成もあれば反対も、いろんな立場の方たちの専門家が選ばられるようなかたちの、監視と言ったら変ですけど、市としての責任において、市民に対する、そのへんのことはしっかりやっていただきたいと思います。できれば、これも審議会、市民の代表というか、方々、いろんな方が出てきますので、この場で審議して、環境審議会としても、そこらをきちんと議論できるような場っていうのは、是非設定していただけたらうれしいなと思います。現に県がやってるということですけど、関係自治体、関係住民と言っても、ほんのごく一部の人たちですので、淀江町の。市といたら、もっと大きいですから。考えていただきたいなと思っております。作られる前、決まる前にきちっと審議できるようにしていただきたいと思います。

- ・ 会長 そのほか、ございますでしょうか。

- ・ C委員 2ページ目、一番下の大気汚染のPM2.5のところですが、実際、昨年度の例では、何遍くらいホームページに出たのか、もしその情報がいま分かれば教えていただきたい。

- ・ 事務局 正確な数字は、把握していませんが、数回はあったと思います。これについては、県の方が常時監視しておりますので、そのデータをすぐに市に下してくれますので、市は、それを受信し次第、市民の方にホームページで注意喚起をする

というかたちで。何十件ということではなくて、数件だと思いますけれども、そういう数件であっても、情報をすぐに提供するというようなかたちを取っております。

- ・ C委員 ここでは、事業者などによるとして、限定してありますけれども、実際問題は、例えば中国大陸から影響があるとか、その辺のプレスはどうされているんですか。モニタリングの場所なんかは決めておられるんですか。

- ・ 事務局 いま言いましたのは、PM2.5 のことをごさいますて、あと、工場とか事業所につきましては、基本的に大気汚染というところは県の方が所管でやっております、市の方では、事業所に、大きい事業所ですけども、協定を結んでおまして、その協定に基づいて各事業所が毎月の報告をしてくれたりとか、または、市の方が必要に応じて検査をする体制を取っております、現時点で、その大気汚染の基準値を超えるような件数はゼロでございます。

- ・ C委員 PM2.5 はそうだということですが、光化学オキシダントについても同じようなことなんでしょうか。

- ・ 事務局 同じでございます。県の方から情報をいただいております。

- ・ A委員 ここに、ホームページ等と書いてありますが、等とは、ほかにどんなことがあるんですか。

- ・ 事務局 これはですね、基準が何段階かに分かれておまして、極端に言うと、最高レベルというか、外で遊ぶとか、外に出ると危ないということについては、例えば、保育園とか、学校関係ですね、そういうところには直接、学校、施設に連絡しております。それから、最高レベルになりますと、これは、防災よなごという無線がございますけども、それを使います。ただ、現在、そこまでは行っていません。最高レベルはっていうのは、いまちょっと。ランクが分かれております。

- ・ B委員 環境基準値のところ、生活排水対策の適正処理、一番下の数値目標のところ、3ページ、数値目標が基準未達成、日野川水質と中海水質、なかなか基準達成や目標達成ができていない気がするんですけども、日野川で大腸菌群数が基準オーバーということのようですけども、具体的にどの辺で大腸菌群数がどの程度引かかっているのか。原因として、これ、大腸菌群数ですから、まずし尿排水がまず第一点考えられますが、あと、農業とか畜産の関係とか。あと、農地、農業排水ですね、こういったことが推測されるんですけども、そういった取組があまりなされていない気がするんですけども、いちばんできるのが、下水道の整備、70%、80%上げるとか、合併処理を増やすとか、直接流さないようにという

ことが重要な取組だと思えるんですけども、そのへんと、中海の水質、これも、基準未達成というか、25年の現状値もですけど、なかなか達成できない理由とか。中海は昔からAタイプになってますけれども、去年聞いた話では、中海で泳げますというので、一緒に泳ぎましょうと、そういう話を聞いたんですけど、確かに、透明度とか大腸菌群数とか減って、いろいろCODとかも減ってきてはいるんですけども、なかなか全窒素、全リン、大腸菌群数など達成できていないようですけど、どのへんが問題なのか、分かれば教えていただきたい。何か、PDCA的なプランを立てて、チェックして、アクションをしていかなければならないと思うんですけども、そこら辺のつかみのようなものがあったら教えてください。

・D委員

よろしいですか。参考的なことにしかならないかもしれませんが、まず、海水浴を中海でということに関しては、実は降雨のことが影響しておりまして、中海オープンウォータースイムの方はここ何年か続けて成功できていて、米子湾で大腸菌の方は何とかクリアしておりまして、ギリギリですけど何とかクリアできているというのが現状です。それから、大崎のところで最初は海開きやりまして、今年は島根半島の、島根県のエリアで計画していましたが、ちょうど雨が降った直後で、基準値の2倍くらい出てしまいまして、泣く泣く中止をしたという状態です。大腸菌群が降雨によって出てくることというのは、すなわち、河川からの流入です。米子市の施設としては、下水道の高度処理ということで、下水道経由の分は、かなりきちんと最大管理されているという理解を、中海会議のメンバーもそう思っております。中海の水質で、ひとつは流入河川、もうひとつは、COD、全窒素、全リンすべての基準値で米子湾が一番悪いというのがあります。ただこれが、全部中海に流入する河川や中海沿岸の企業から出たものかというのと、実はそうではありませんで、流動調査が別途行われているんですけど、負荷のかなりの部分は飯梨川とか伯太川とか島根県側の河川の、実は水なんです。あちらの水が、流れとしては米子湾に排水した河川水が入ってきている。その負荷割合がかなり高い。20%とか30%とかくらいの数字が出てきております。それで、今までの中海会議の調査で分かった成果としては、そういう、流動調査の結果としてはそういうことが出てきております。それから、米子市の下水道処理の問題というよりは、やっぱり、米子湾に注ぐ水、そして、島根県がもうちょっと中海の中心よりで排出されている河川排水、そのふたつの水が、水質の浄化を妨げている。ただ、長期的に見ればよくなっていますので、1年ごとで見ればバラツキが非常にあるんですが、長期的にはよくなっている。それは本当にいろんな原因があると思います。大きく変動したのは、島根県さんの下水道高度処理と米子市の下水道高度処理。この2回のときは、劇的に下がっております。それ以降は、小さい取組がずっと続いておりまして、耕作の問題もそうですし、下水道以外の生活排水もそうですが、少しずつ、他の指標の中で、清掃活動とか浄化槽の取組とか、数値が上がっているという報告がなされたと思いますけど、少しずつは効果が出ているようには見えますが、科学的にこうだということまで突き詰めた処理は

しておりません。それが今の状態で、中海会議的には引き続き対処を続けて、因果関係、何かあれば見せていきたいというような、いまの結びになっているような状況です。

- ・ B委員 わかりました。飯梨川、安来の広域下水というのはあるんでしょうか。
- ・ D委員 あります。
- ・ B委員 普及率は。カバー率。
- ・ D委員 普及率の方は数字が出ているんですけど、接続率の方はちょっとよく分からないところがありまして。
- ・ B委員 そのへんが良くなっていくっていうのは、自然にというのか、次第に改善されるという可能性は推測されるという話なんですね。
- ・ D委員 はい、そうですね。
- ・ B委員 松江から、大橋川を介して負荷が大きくなるっていうことはないんでしょうか。宍道湖河口からの川ということで。
- ・ D委員 大橋川からの流入負荷についても少しずつ下がっているというのが現状です。仮にじゃあ、川を広げたらどうなるかと言ったら、あまり総量として影響は出てこないで、汚染という観点から言ったら、あまり変わりはないだろうと思います。
- ・ C委員 ちょっといまに関連してですけども、ここでは、環境基準だけを取り上げられていますけど、島根県、鳥取県両方でたぶん目標値というのを設定しておられると思うんですけども、環境基準よりいいかたちで設定しているはずなんで、むしろ現実的には、そっちの方で議論した方がいいと思うんです。環境基準値自体は非常に厳しいので、達成が伸びないんです、現実的に。だから、目標値であれば、ここ2、3年はクリアしているところもあるんで、そっちの方で議論された方が現実的じゃないかなと思うんです。出ている方もいらっしゃるんで。
- ・ D委員 ご意見をいただきましてありがとうございます。湖沼法で厳しい方の基準をもらってるんで、クリアできていない数字もあるんですけど。余談ですけど、最近、水がきれいになりすぎて、魚が採れなくなっただとおっしゃる方も、なかにはいらっしゃるので。

- ・ C委員 ただし、それは、瀬戸内海とか、そういう外海と繋がっているところは、確かにそういう現象はありますけど、宍道湖中海は、それは絶対あてはまりません。
- ・ D委員 おっしゃるとおりです。
- ・ C委員 現実的に、アオコとか発生したりとか、2012年には、宍道湖では青潮が発生してますので、まだまだ富栄養化対策はやっていく必要がある。中海の部分も、污水处理施設自体、普及率は90%なんですが、高度処理が残念ながらもうちょっと落ちるんですよね。その高度処理していないところの負荷がものすごく大きいので、そこがまだ改善の余地があるように見えます。
- ・ A委員 生活排水のところでもいいですか、そこのところで、「生活排水対策指導員及び職員による生活排水対策講習会等の啓発活動」と書いてありますが、具体的にはどんなようなところで、どうされているかということと、あとひとつ、PRTR法、ありますよね。家庭とかいろんなところから流れてくる有害物質っていうかたちでの、PRTR法で決められてて、順位がこう、その中にどんなものが流れてるかとか、というようなのが、環境省が出しているPRTR法のあれもあると思うんですけども、そういう意味で、そのへんの学習会の中で、どんなところで生活雑排水、例えば中海再生プロジェクトなんかでしたら、ストックキングによるものをやりましょうとか、やったりとか、具体的なそんなこともやったりしてるんですけど。具体的に、これ、啓発ってどんなふうなことをされてるんでしょう。どういう啓発、勉強の中身とかを。すみません。Aが付いてるんで、具体的に。
- ・ 事務局 すみません、うちの課の係で生活排水対策指導員とかの講習をやっておりますが、ちょっと具体的に何をやったかとか、把握しておりませんで、その取り組みについて、後でまた皆さんに文書回答なりさせていただくということで。ちょっとこの場で、具体的に何をどういった内容で講習したかというのが分かりませんので。申し訳ございませんけど。
- ・ A委員 その他、PRTR法の中なんかでも、家庭から出される合成洗剤による有害性の高いものが上位10のうち、3から4入っているんですよね。今の非イオン系のものとかなんとか。で、それが環境に与える影響が大きいと言われてるんで、是非、そこのPRTR法のところも含めて、いろんなマークがありますよ、危険マーク。これは使っちゃいけませんというマークが。これがPRTR法の、環境省が出している冊子の中にもありますので、そういうことも含めて周知していただくと、生活とその環境汚染というか、河川を汚すということが、もっと身近に伝わるんじゃないかなと。ただ啓発だけじゃなくて実施もやっていけるということも含めてあると思うので、その辺も含めて、もし分かれば教えていただきたいと思います。

- ・事務局 その取組状況等も含めてということによろしいでしょうか。
- ・A委員 はい。
- ・会長 その他、何かありませんでしょうか。では、続いて事務局から説明をお願いします。

～ 事務局から資料3「進捗状況一覧表」についての説明 ～

【基本目標3】～【基本目標5】について

- ・会長 事務局から、基本目標3から5について説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、委員の皆様方のご発言をいただきたいと思います。
- ・E委員 米子水鳥公園をうたった、5ページの一番上のところ、中海の湿地環境の保全再生というところがありますが、いまのご説明で、米子水鳥公園の運営による賢明利用促進及び湿地環境保全を実施するということで、基本のご説明いただいたものは、基本的には普及啓発活動、環境教育にかかわる部分だったように思います。そして、6ページ目のところで、環境学習の推進ということで、米子水鳥公園で環境学習や普及活動が行われていると、同じことを2か所で言っている気がする。本来は、5ページ目の上の部分は、普及啓発活動うんぬんというのではなく、中海の湿地環境の保全と再生という面をもう少し普及活動以外の部分で何らかのアプローチするということが必要ではないかと推察するんですが、その点はいかがでしょう。
- ・事務局 委員のおっしゃるとおり、普及啓発のことを掲載しているような状況でございますので、いまのご意見を受けて、今後、保全とか再生に関わる部分の活動をし、項目の中で、それを実施したかどうかというのを、評価に続けていきたいと思えます。
- ・会長 いまのところは、なかなかそのへんの保全再生というところは、具体的な活動はしていないけど、啓発を含めて行うことによって、今後、それに向けた流れになるかなといった第1段階というところですか。
- ・E委員 例えば、昔の中海の堆肥物から、昔の植生をそれこそ再生してみるとか、そういった、何かアプローチはないんですか。たとえばですけど。
- ・会長 たとえば、掘り起こして、そこにどういう生物がいるかといった活用というか。

- ・ E委員 水鳥公園の湿地を利用して、昔の植生を調べてみるとか、そういうのがやりやすくないかなと思うんですけど。
- ・ A委員 すみません。現実的っていうのが、島根県の方が、例えば、国交省の方がいろいろやってるんですね。中海の浅場再生したりとか。島根県だったら、宍道湖の赤貝とかっていう。具体的なものが、鳥取県とか、米子市としては具体的なそのようなものが今はまだないっていうところですかね。
- ・ F委員 ちょっと、いいですか。水鳥公園ってものは、昔僕らが若いころに中海干拓事業っていうのがあったんです。弓浜半島全部をあそこ干拓地にして、農地にしたわけです。それで、いまあそこは県が管理しているのですか。県かなんかで農産物の。県は管理はしていない。干拓して、個々に売り出して。その副産物として、そこに水溜りみたいなものができて、たまたまそこに池ができたという状況です。
- ・ E委員 農地にしないでいた間に水がたまったので、これは鳥の場所にしよう。
- ・ F委員 そこに渡りがあって、水鳥公園になった。そういういきさつなんです。河川管理は国交省ですけど、あのへんについては農林省なんです。
- ・ E委員 それは理解させていただきますけども、単に、ここの推進するのは普及啓発だけですかっていうことだけですけども。
- ・ F委員 これについてはね、ここに書いているのは、いま所管が生活環境部だったよね、あその事務所は。実際に運営しているのは別会社になっているんですから。別会社じゃないか。
- ・ 事務局 法人になっています。
- ・ F委員 その管理関係を米子市の環境部が所管しとるというということで、こういう書き方しかできなかつたんじゃないかな。
- ・ D委員 私が承知している範囲だけで。F委員さんがおっしゃったのは、もともとあのエリアは漁場だった。で、漁をしていた。それで、中海干拓の関係で将来農地を目指して、閉め切り、堀を作って、閉め切りを作ったところで、水鳥公園の向かい側の3か所については、事業が中止して、宙ぶらりんになっちゃった。ところが、一方で、中海の埋め立て地の向かい側の農地は、浅場があったころの生態系が残っているよという発見がやっぱりいくつかあって、それについて、誰がじゃ

あ、責任を持って手を出していくのかと言ったら、これがまた、F委員さんのおっしゃるとおり無理で、底地は、斐伊川という河川になりますので、国土交通省さん。湖岸で、護岸で作ったのは、農林水産省さん。で、造成された一部は米子市さんに所管されて、水鳥公園になった。で、残りの方の二つは、国土交通省が引き続き持っている。例外的なものもあるかもしれない、伝統的なものもあるかもしれないですけど、いろいろな生態系とかがあって、研究者の方たちが研究対象にしたりしている。それから、中海環境推進協議会ですか、協議会形式で、法定協議会ですけど、そちらの方でNPO、島根大学の先生方を中心にしたNPOなどで研究対象。単独の研究者の方で、環境省の補助金をもらいながら、生物への加担。というふうに、かなり複雑な様相をしているのが、あそこの場所です。そこで、米子市さんも、計画の中で、湿地環境の保全再生というところで、水鳥公園を持っていること自体が、ひとつの保全だよというのがあります。では、保全再生というところで、特に再生というカラーは、あまり見えないんじゃないかというところはあるんですけど、実は、再生の方の研究は、国土交通省さんもされてますし、環境省の補助事業でNPOさんもされてますし、いろんな方たちがやっているというところではあります。米子市自身の具体的施策としてはないというのが、本当の整理だと思います。

- ・ E委員 いまのご説明でわかったのは、米子水鳥公園を運営すること自体が、中海の保全再生や賢明利用につながっているという考え方で運営されているという理解でよろしいですか。わかりました。

- ・ 会長 そのほか、ありませんでしょうか。

- ・ E委員 ノーマイカーデーのところですね。これに対し、とりあえず少しはやってみたということが書いてあるんですけども、今後の実施方法は検討中って書いてあるんですが、これを、CをBにしていく具体的には何か施策はないですかっていうと、おそらく実際すごく難しい。車を使わないってことはなかなか言えないということで、何かこう、市としてできるとしたら、どうしても、カーシェアリングや自転車を利用したような取組で、通勤するときだけ車を使わないでというふうなことになると思うんですけども、こういうふうなことを将来的にやって行こうというものはないんでしょうか。

- ・ 事務局 いま、地方創生事業におきまして、自転車活用の推進というところで、環境、スポーツ、観光という分野が連携して、検討を進めているところでございまして、そこらへんを絡めて、ノーカーにつなげていけるかどうか考えているところでございます。

- ・ E委員 例えば、ノー残業デーというのがあるじゃないですか、そういうのを作ると、

同じ方向から来る人は、一緒に通勤するとか、そういうのを進めるというのもあると思うんですけど、そんなことは無理ですか。

・事務局 カーシェアリングですね。これも含めて、検討中ということでございます。

・会長 そのほかに。

・A委員 すみません。全体的な中で、化学物質過敏症の人に対する対策っていうのが、どこにも載っていないんですよ。県としては、啓発として、鳥取県の施設には、化学物質過敏症の人には、こうして配慮しましょうとか、ずっと貼ってはしてあるんですけどね。いま非常に、香害とかたちで増えてるし、それこそ、化学物質過敏症の人たちは、家から出られないとか、スーパーにも買い物に行かれないという中で、米子市として、ところによっては、ちゃんとそれが、ホームページの中で化学物質過敏症とはいうかたちで書かれている。県の場合はそうなんですけど。市なんかでもあるんですけども。そこらについて、これから非常に大きな問題になると思うんですけども、全然載ってないので、化学物質過敏症のことについて、環境問題として。そこらについては、きちっと検討していく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

・事務局 いま、委員ご指摘の化学物質過敏症のことですかね、いまの計画の中で、项目的にはうたっていないという状況ではございましたので、県の方でもいろいろ啓発をされているということもありますし、市の方でも、環境もそうでしょうけど、健康対策課とかいろんなところとお話をしながら進めないといけないと思いますので、計画に載せる、載せない以前に、市民にもっと広報できることであれば、計画の中での話ではなく、市民向けに啓発はしていきたいと思っております。

・会長 そのほか、ございますでしょうか。

それでは、よろしいですかね。それでは次に、(2) 環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更について事務局から説明を受けたいと思います。

(2) 環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更について

～ 事務局から資料4についての説明 ～

・会長 事務局から、説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、委員の皆様方のご発言をいただきたいと思っております。

よろしいですかね。

続きまして、「その他について」事務局から何かありましたら、お願いします。

・事務局

特にございません。

・会長

では、本日の議題について、長時間ご議論いただきありがとうございました。
これにて閉会にいたしたいと思います。ありがとうございました。